

部会ニュース「7-52」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

※Web サイト「さくら草ネット」においても、公開しています。

▼目次

1. 社会福祉連携推進法人の社会福祉事業、賛同意見相次ぐ 社保審
 2. 介護の賃上げ率が0.41ポイント低下 25年度
 3. 介護情報基盤、助成金の申請受け付け開始 厚労省
 4. ケアマネジャー、5年ごとの更新制を廃止へ 社保審・介護保険部会
-

1.社会福祉連携推進法人の社会福祉事業、賛同意見相次ぐ 社保審

- ・社会保障審議会・福祉部会が21日に開催され、「災害に備えた福祉的支援体制」「社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方」「共同募金事業の在り方」をテーマに議論が行われた。厚生労働省が示した論点の一つである、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を実施する見直しについては、委員から賛同や前向きな意見が相次いだ。
- ・伊藤定勉委員（全国町村会・豊郷町長）は、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とする見直しについて「人材確保と経営安定により地域の福祉サービスの安定供給につながるものと大変期待している」と述べた。
- ・厚労省が示した社会福祉連携推進法人制度の見直しの論点は、▽一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とする▽社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについても、行うことを可能とする▽社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和するーなど。
- ・谷村誠委員（全国社会福祉法人経営者協議会副会長）は、「社会福祉連携推進法人によって地域のセーフティネットの拡充・維持が図られる場合は社会福祉事業を可能とすべき」と言及した。ただし、第一種福祉事業については「可能とすべきではない」との見解を示した。
- ・小笠原靖治委員（日本介護福祉士養成施設協会副会長）は、「事業を認めた後、継続できる経営計画などを確認しつつ、長期的に地域において福祉ニーズが消滅しないよう見守る体制が必要」と述べた。

- ・社会福祉連携推進法人は 2025 年 7 月末現在、31 法人が認定を受けている。委員から「社会福祉連携推進法人の設置に目標値はあるか」との質問に、厚労省は「目標値は設定していない」と回答した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 30 回社会保障審議会福祉部会 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64916.html

2. 介護の賃上げ率が 0.41 ポイント低下 25 年度

- ・全国社会福祉法人経営者協議会や全国老人福祉施設協議会など介護関連 13 団体が実施した緊急調査によると、加盟する 1 万 1,817 事業所の 2025 年度の賃上げ率は前年度を 0.41 ポイント下回り、2.58%となった。全産業と比較した賃上げ率の格差は 24 年度の 2.11 ポイントから 2.67 ポイントに拡大した。
- ・緊急調査は、他産業との賃金格差や介護業界からの人材流出が深刻な問題となる中、介護現場の賃上げの実態を把握するため 8 月 29 日－9 月 18 日に実施。全老健や老施協をはじめ、日本認知症グループホーム協会、日本慢性期医療協会、全国介護事業者連盟など計 13 団体が緊急調査に参加した。
- ・その結果、25 年度の正社員全体の賃上げ額は 6,413 円（前年度比 11.4%減）で、賃上げ率は 2.58%。24 年度の 2.99%を 0.41 ポイント下回った。賃上げ額のうち、ベースアップ分は 3,404 円（同 18.4%減）。ベースアップ分の賃上げ率は 1.37%で、こちらも前年度を 0.35 ポイント下回った。介護業界の賃上げ率は、25 年春闘での全産業平均 5.25%より 2.67 ポイント低く、その差は 24 年度から 0.56 ポイント拡大した。
- ・25 年度の賃上げ状況を職種別に見ると、介護職の賃上げ率は 0.49 ポイント低下の 2.71%。ほかは、▽看護職 1.63%（0.39 ポイント低下）▽リハ専門職 1.62%（0.37 ポイント低下）▽介護支援専門員 1.70%（0.34 ポイント低下）▽支援・生活相談員 1.84%（0.51 ポイント低下）▽事務職 1.98%（0.47 ポイント低下）－と、いずれも前年度を下回った。
- ・26 年度の賃上げ額の見込みについての質問では、「25 年度より上がる」という回答は 15.5%にとどまり、「同水準」が 46.3%、「下がる」が 11.6%だった。賃上げ額が下がるという事業者にどれくらい下がるかを聞いたところ、「賃上げはできない」という回答が最も多く、3 割強を占めた。

- ・全老健や老施協など介護関連の9団体は、17日に開かれた自民党の社会保障制度調査会・介護委員会でのヒアリングに出席し、今回の調査結果について報告。全産業との賃金差が広がり続け、介護業界からの人材流出が顕著だとし、介護職員以外の全職種で他産業並みの賃上げが可能となるように26年度の期中改定を確実に行うことや、それまでの賃上げ支援策の実施などが必要だと訴えた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 自由民主党政務調査会 社会保障制度調査会 介護委員会
関係団体ヒアリング 資料

https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2025/10/20251023.pdf

3.介護情報基盤、助成金の申請受け付け開始 厚労省

- ・厚生労働省は、利用者の介護情報を本人や介護事業所、医療機関など関係者が閲覧できる介護情報基盤の導入に関する助成金の申請の受け付けを開始した。介護情報基盤ポータルで2026年3月13日まで受け付ける。
- ・助成の対象となるのは、カードリーダーの購入や介護情報基盤との接続サポートなどの経費。訪問・通所・短期滞在系の介護サービスの場合は6.4万円、居住・入所系サービスは5.5万円、その他のサービスでは4.2万円が限度額となる。
- ・主治医意見書を作成する医療機関向けの支援も行う。200床以上の病院の場合、主治医意見書の電子的送信機能を追加する経費の2分の1（限度額55万円）、200床未満の病院や診療所の場合、4分の3（同39.8万円）を助成する。
- ・厚労省はまた、介護情報基盤ポータルに助成金の申請機能のほか、▽介護事業所や医療機関のユーザ登録機能（マイページ）▽各市町村の介護情報基盤への対応状況の公開▽電話・チャットボットによるお問い合わせの機能が追加されたことも明らかにした。

※介護保険最新情報 Vol.1428

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

令和7年10月17日 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001581106.pdf>

4. ケアマネジャー、5 年ごとの更新制を廃止へ 社保審・介護保険部会

- ・社会保障審議会・介護保険部会が 27 日に開催され、「地域包括ケアシステムの深化」をテーマに議論を行った。厚生労働省は、「資格取得要件の見直し」「法定外業務などの業務の在り方の整理」などを論点に挙げ、ケアマネジャーの 5 年ごとの更新制は「廃止」の方向性を示した。
- ・厚労省の示したデータからは、ケアマネジャーの従事者数は 2018 年度をピークに横ばい・減少傾向にあり、今後 10 年以内に担い手が急減すると見込まれている。厚労省ではケアマネジャーの新規入職を促進するため、受験対象の国家資格について範囲を拡充する方向性を示した。具体的には診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師への受験資格を新たに認めることを提案した。また、現行の 5 年の実務経験年数については、3 年に見直すとした。
- ・国家資格の範囲拡充について、江澤和彦委員（日本医師会常任理事）は「これらの職種の方がどれだけケアマネジャーに進まれるかは疑問が残る」として制度導入後のデータを追跡することを厚労省に求めた。
- ・ケアマネジャーの業務の在り方の整理については「法定外業務（シャドウワーク）」が論点となり、厚労省では「発生頻度は事業所により偏りがあることを留意する必要がある」とした上で、▽介護保険以外の手続き・書類の受け取り等▽入退院・通院時の付き添い・送迎▽入退院手続きーといった法定外業務を実施せざるを得ないケースが一定数生じていると報告した。
- ・ケアマネジャーが、専門性を発揮できる環境を整備する観点から、法定外業務については「地域ケア会議も活用しながら地域課題として議論し、実効的な課題解決につながるような取組みを推進する」として検討の方向性を示した。
- ・江澤委員は法定外業務について、市町村単位で「相談できる窓口」「協議する会議体の設置」の必要性を指摘した。
- ・また、ケアマネジャーの更新制・法定研修について、5 年ごとの「更新研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止」とした。ただし、新たな知識と技能の修得に継続的に取り組んでいく重要性は変わらないとして、定期的な研修の受講は継続する方向性を示した。更新制と研修受講の紐付けがなくなることで、研修を受講

しないことで直ちに資格を失い、ケアマネジャーの業務ができなくなるといった取扱いは無くなる。研修の受講方法については、5年などの一定期間に分割して受講するなど柔軟に受講できる環境を整備としている。

- ・東憲太郎委員（全国老人保健施設協会会長）は、「ケアマネジャーの減少および高齢化は由々しき問題。課題解決に向けた今回の論点については全て賛成する」とした上で、「ケアマネジャーの賃金が低いことを是正しない限り減少に歯止めはかからない。ケアマネジャーを含む全ての介護従事者の処遇改善が必要」と言及した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第127回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和7年10月27日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65232.html